

(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) **今川の郷 利用料金表**

事業所番号: 1473202099

○サービスの取り組みが実施された場合に加算される内容(料金表以外の加算に該当した場合は算定されます)

看護体制加算(Ⅲ)イ (12単位/日) (約13円/日)	看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70/100以上であること。
看護体制加算(Ⅳ)イ (23単位/日) (約25円/日)	看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70/100以上であること。 ※看護体制加算(Ⅲ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは可能 看護体制加算(Ⅰ)及び看護体制加算(Ⅲ)を同時に算定することは不可。 看護体制加算(Ⅱ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは不可。
夜勤職員配置加算(Ⅱ) (18単位/日) (約20円/日)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置が規定され、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上であること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (18単位/日) ※ (約20円/日)	当該(介護予防)短期入所生活介護事業所の介護職員)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60/100以上であること。
機能訓練指導体制加算 (12単位/日) ※ (約13円/日)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師を1名以上配置しているものとして県知事に届け出た指定(介護予防)短期入所生活介護事業所について算定されます。
送迎加算 (184単位/片道) ※ (約201円/片道)	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し、その居宅と指定(介護予防)短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に算定できます。
療養食加算 (8単位/回) ※ (約9円/回)	療養食(糖尿病食等)を提供する場合は、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価します。
看護体制加算(Ⅰ) (4単位/日) (約5円/日)	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ) (8単位/日) (約10円/日)	看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、介護老人福祉施設基準第2条第1項第3号口に規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。(短期入所には、後段の要件はありません) 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)利用者数20人のショートステイでは、常勤の看護職員を1人配置すれば看護体制加算(Ⅱ)を算定可である。
夜勤職員配置加算(Ⅳ) (20単位/日) (約22円/日)	夜勤職員配置加算について、現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)について、これをより評価します。
生活機能向上連携加算 (100単位/月) ※ (109単位/円)	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価します。
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (3単位/日) ※ (4円/日)	施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であって、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
認知症専門ケア加算(Ⅱ) (4単位/日) ※ (5円/日)	加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

- ・上記単位数から、横浜市地区単価(10.88)を掛けたものから、上記の金額は1割負担の方で計算しています。2割、3割負担の方は、合計単位数に地区単価を掛け、8割、7割を差し引いた金額が自己負担額となります。
- ・利用料についての、ご相談ご不明な点は、職員までご遠慮なくお申し出ください。
- ・※は介護予防短期入所生活介護について、該当する場合に限り、適用となる加算です。